

根室市幼稚園教諭等 修学資金貸付のご案内

幼稚園教諭養成機関及び保育士養成施設に修学し、将来根室市内で、幼稚園教諭や保育士として働く予定の方を対象に、修学資金貸付を実施しています。

卒業後、根室市内の幼稚園・認定こども園、保育所(園)で貸付けを受けた期間以上、幼稚園教諭等として働いて頂くと、修学資金の返還は免除されます。

なお、それ以外の職業に就く予定の方は、ご利用頂けません。

貸付対象者

根室市内に住所を有し、又は有したことがある方で、養成機関等に在学、又は入学手続きが完了している方
幼稚園教諭等として、修学資金の貸付期間以上、市内の幼稚園等に従事しようとする方

貸付額

月額 50,000円以内

利子

無利子

貸付期間

修学期間中

連帯保証人

2名



取り消し

- (1) 修学資金の借受を辞退したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病その他の理由により、修学が困難であると認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) その他、修学目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

返還

養成機関等の修学課程修了後、市内の幼稚園等に幼稚園教諭等として勤務しない場合
なお、当該貸付金の貸付者に対し、市で就職等の斡旋は行っていませんのでご留意下さい。
返還方法は、期間を定めた一括返還または分割返還となります。

返還の猶予

- ① 養成機関等の修学課程修了後、市内の幼稚園等に勤務する期間
- ② 養成機関等の修学課程修了後、市内で当該職種の求人がない、または就職に至らなかった場合でも、引き続き市内の幼稚園等へ勤務を希望しているときは、貸付終了月の翌月から2年間

返還の免除

養成機関等の修学課程修了後、幼稚園教諭等として市内の幼稚園等に勤務し、その業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したとき

問合せ先

〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地

根室市市民福祉部こども子育て課こども子育て担当 (市役所1階窓口18番)

TEL.23-6111(内線2179番) <http://www.city.nemuro.hokkaido.jp>